**優良集積所認定制度について**

１　制度概要

「優良集積所認定制度」とは、ごみの減量や出し方のルール・マナーの遵守に積極的な取り組みを行っている集積所を「優良集積所」として区が認定する制度です。

認定した集積所には、「優良ごみ集積所」または「優良資源集積所」の標識を掲示し、取り組み事例を広く区民の皆さんにご紹介し、さらなるごみ減量・資源化につなげます。

２　対象となる集積所

おおむね5世帯以上で、継続して半年以上使用している集積所

（マンション等集合住宅の保管場所を含む）

３　認定基準

　　（１）ごみ並びに資源の排出の曜日及び時間が守られていること。

　　（２）ごみ及び資源の分別が適正になされていること。

　　（３）鳥獣被害等によるごみ及び資源の飛散等がないこと。

　　（４）清掃等が適正に行われ、清潔な状態が保たれていること。

　　（５）道路の通行上支障のないように使用されていること。

　　（６）ごみ集積所の表示板が適切に掲示されていること。

　　（７）ごみの減量化又は資源化について、他のごみ集積所の模範となる取組が行われていること。

　　　　　（例：分別のＰＲ看板を掲示するなど、啓発活動が行われている）

４　申請期間

　　随時

５　申請から認定までの流れ

　　集積所の管理者または代表者からの申請により受付けます。

（１）申請される方は、区の担当へご連絡をお願いします。

（２）区の担当職員が現地調査をし、「優良集積所認定申請書」をお渡しします。

※各町会・自治会から推薦される場合は、申請書の推薦欄にご記入ください。

（３）申請書や集積所の調査結果に基づき、中野区優良集積所認定審査会にて審査・決定します。

６　審査結果のお知らせ及び認定標識のお届けについて

審査結果については、申請された方に書面にてお知らせします。　また、優良集積所として認定された集積所については、申請された方に集積所に掲示する認定適合標識を送付します。

なお、優良集積所の取り組み事例は、区のホームページで公表させていただく場合があります。

【問い合わせ】

中野区環境部ごみゼロ推進課

ごみ減量推進係

電　話：０３－３２２８－５５６３

ＦＡＸ：０３－３２２８－５６３４